令和6年可茂消防事務組合議会第1回定例会会議録

シティホテル美濃加茂 3 階若竹の間 3月13日(水)午後2時28分開議

○議事日程							
日程第	1			議席の指定			
日程第	2			会議録署名議員の指名			
日程第	3			会期の決定			
日程第	4	選第	1号	副管理者選挙			
日程第	5			諸般の報告			
日程第	6	議第	1号	可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について			
日程第	7	議第	2号	令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算(第2号)			
日程第	8	議第	3号	令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について			
日程第	9	議第	4号	令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算			

○会議に付した事件

日程第1から日程第9までの各事件

○会議に出席した議員 (20名)								
議席番号	氏 名	議席番号	氏 名					
1番	佐藤 文彦	2番	森 弓子					
3番	髙木 伸二	4番	澤野・伸					
5番	柴山 佳也	6番	和田 雅彦					
7番	板津 德次	8番	佐曽利 敏					
9番	佐藤 光宏	10番	桜井 真茂					
11番	加納福明	12番	福井 德一					
13番	纐纈 幸美	14番	安藤 峰行					
15番	佐伯 正貴	16番	藤井 宏之					
17番	今井 俊郎	18番	今井 美道					
19番	渡辺 幸伸	20番	大沢 まり子					
○説明のため出席した者の職・氏名								
管理者	藤井 浩人	副管理者	冨田 成輝					
副管理者	金子 政則	消防長	丹羽 智博					
次長	洞地 誠	総務課長	今井 肇					
○職務のため出席した総務課職員の職・氏名								
総務課警防官	水野 浩之	総務課財政係長	福住 守正					
○職務のため出席した者の職・氏名								
書記	安江 拓也							

開会 午後2時28分

《開会》

○議長(澤野 伸 君)

ただ今の出席議員数は20名です。したがって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

これより令和6年可茂消防事務組合議会第1回定例会を開会いたします。 日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許し

○管理者(藤井 浩人 君)

はい、議長。

ます。

○議長(澤野 伸 君)

管理者、藤井 浩人 君。

○管理者(藤井 浩人 君)

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年可茂消防事務組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご参集賜り、心より厚くお礼申し上げます。

また、平素は、当組合の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日、ご提案申し上げます案件は、条例に関するもの1件、予算に関するもの3件の計4件でございます。

議案の詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、ご審議賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。 よろしくお願いします。

○議長(澤野 伸 君)

次に、消防長から可茂消防事務組合の現況報告について、発言を求められておりますので、これを許します。

○消防長(丹羽 智博 君)

はい、議長。

○議長(澤野 伸 君)

消防長、丹羽智博君。

○消防長(丹羽 智博 君)

現況の報告と共に一言ご挨拶を申し上げます。

日頃、当組合の業務運営に格別のご理解とご指導を賜り、心より厚くお礼を申 し上げます。

最初に、昨年9月16日に、私どもの職員が酒気帯び運転で検挙され、更に職員が同乗していた件につきましては、先般、文書において構成市町村に報告しましたとおり、組合の懲戒等取扱規程に基づき、当該職員の処分として酒気帯び運転の職員に懲戒処分である停職3か月、同乗していた職員を停職1か月とする処分を2月29日付で行うとともに、私を含め、関連します管理監督者7名に対する訓告等の処分を行いました。

消防職としての信頼を傷つける事態が生じたことに対して、ご心配をおかけし、お詫び申し上げます。

職員に対する綱紀粛正の指導、職務における倫理研修の実施とともに、コンプライアンスに関するアンケートを実施し、不祥事防止のため策定しました職員の行動指針に則り、今後、公務員倫理の徹底とともに、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいる所存であります。

次に、お手元の資料「消防統計」にございます令和5年における火災出場件数は、82件と一昨年から11件増加しており、死者は前年から3名減少の4名、負傷者は前年から13名増加、組合発足以来2番目に多い24名となりました。種別については、建物火災39件、林野火災、車両火災が各2件、その他の火災39件となっています。

救急出場件数については、前年と比較し8.6%、846件の増加の10,720件となり、2年連続で過去最多を更新しております。

救助出場件数は83件で、前年同期と比較し13件の減少となっております。

また、本年に入って火災は前年2月末と比較し3件減少の17件発生しており、 幸いにも死者はいないものの、負傷者が2名発生しています。

救急出動件数は2月末で1,855件となり、昨年に比較し9.8%増加しています。なお、管内における病院への問い合わせ回数4回以上、かつ現場滞在時間30分以上の救急搬送困難事案は、昨年1月の16件に対し、本年は23件、2月は8件に対し、11件といずれも増加傾向にあります。

救急車の適正利用と医療機関への救急車による搬送の受入れについて、引き続き住民へのお願い、医療機関との調整を図ってまいります。

次に、12月の組合議会定例会後の協議において、ご承認いただきました御嵩分署新庁舎の建設の再開につきましては、1月30日に管理者から御嵩町に事業を再開する旨の文書による通知とともに、令和6年度から令和8年度の造成までの事業について、確認書という形で文書を取り交わしましたので、ご報告させていただきます。合わせて、今後の組合の庁舎建設等に伴います事業用地取得要綱については、本年2月1日からの施行としております。

次に、元日の能登半島地震による災害対応につきましては、緊急消防援助隊岐阜県大隊として元日から1月10日までの間、車両6台、隊員24名、第1次隊から3次隊まで計72名が救助、検索、救急搬送等、被災地での活動にあたりました。発災当初は、道路、通信網等が途絶している状況で思うような活動ができなか

ったものの、インフラの復旧とともに徐々に活動の幅も広がり、与えられた任務を遂行することができました。なお、この緊急消防援助隊に係る隊員の手当、車両の燃料など活動に要した費用は、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示を受け出動したものであることから、国庫負担金として国が負担することとされており、具体的には緊急消防援助隊活動費負担金交付金要綱に基づき財政措置がとられるものでございます。

今回の被災地での支援活動で得られました経験を今後の消防活動に生かしていくとともに、消防として災害時における業務を全うするため、消防署所の浸水や土砂災害を想定した一時的な機能移転や組合の大規模地震時における業務継続計画BCPの明確な位置付け、岐阜県においても緊急消防援助隊受援計画が策定されており、計画における活動が円滑に進められるよう管内市町村の皆様との更なる連携強化など、自然災害を含めた災害対応力の向上にしっかりと取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、第1回定例会にあたっての現況の報告とさせていただきます。

○議長(澤野 伸 君)

それではこれより、本日の会議を開きます。

お手元に配布の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、私から、13番「金子 政則」君を指定 いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、6番議員「和田雅彦」君、7番議員「板津徳次」君を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4、選第1号「副管理者選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法は、議長において指名することにいたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは私から、本組合の副管理者に、13番議員「金子 政則」君を指名いた します。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました「金子 政則」君を、本組合の副管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって、「金子 政則」君が本組合の副管理者に当選されました。

ただ今、副管理者に当選されました「金子 政則」 君が議場におられますので、 会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

また、本組合の副管理者に八百津町長「金子 政則」君が就任されましたので、 組合規約第5条第3項の規定により、八百津町副町長「纐纈 幸美」君が本組合 議会の議員となられました。議席番号は13番といたします。

【副管理者 副管理者席に着席】

【八百津町副町長 議員席に着席】

それでは、副管理者に就任されました「金子 政則」君から就任のご挨拶をい ただきます。

○副管理者(金子 政則 君)

一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、可茂消防事務組合副管理者に選任を賜り、大変光栄に存じます。

議員の皆様方のご協力をいただきながら、管理者の藤井市長、副管理者の冨田市長と共に、住民の皆様が、安全で安心して暮らせる、住みよい街を目指し、最善の努力を積み重ねていく所存でございます。

皆様方の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単では ございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(澤野 伸 君)

日程第5「諸般の報告」をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年9月分から令和5年12月分までの現金出納検査結果の報告がありました。

その写しをお手元に配布してありますので、ご確認をお願いいたします。

日程第6、議第1号「可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長 (洞地 誠 君)

はい、議長。

○議長(澤野 伸 君)

次長、洞地 誠 君。

○次長(洞地 誠 君)

それでは、議第1号「可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料番号1の「第1回定例会議案」、資料番号3の「第1回定例会資料」、ともに1ページをお願いします。

当組合の「手数料条例」は、国が示す「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する「標準事務」、「手数料を徴収する事務」及び「金額」のとおり規定しています。

この政令につきましては、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところですが、今般、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定されましたので、これに倣い、可茂消防事務組合手数料条例を改正するものでございます。

消防法における改正概要については、定例会資料1ページ、2主な改正の概要、

(1)消防法関係に記載のとおり、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請について、危険物の貯蔵最大数量ごとの審査手数料の額を引き上げます。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所とは、資料2ページ中段の左側の図のとおり、 貯蔵最大数量が1千kl以上の屋外に設置されたタンクで、貯蔵物の液面に鋼製の 浮き屋根を浮かべた構造であり、貯蔵物の増減に伴い、浮き屋根が上下するため、 屋根と貯蔵物との空間が少なく、揮発性が高い危険物を貯蔵するのに用いられる ものです。このタンクに固定屋根が取り付けられたものが、右側の図の浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所といい、貯蔵物の揮発を抑え、雨水が侵入しにくいという 特徴があるタンクとなります。

写真の右端、3基の白いタンクが浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所で、それぞれのタンクの危険物の容量が違うため、浮き屋根の位置も変動しています。薄い緑色のタンクが固定屋根式の屋外タンク貯蔵所の外観で、このタンク内部に浮き蓋のあるものが浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所となります。

これらのタンクは、主に石油コンビナートや、国が保有する燃料備蓄庫等に設置されるもので、当組合管内に対象となるものはございません。

こちらは、議案書 1 ページから 5 ページ中段までに記載の、別表 2 の部 2 の項中ホ(1)から(8)の改正となります。

高圧ガス保安法関係の改正概要については、定例会資料2ページ、(2)から3ページ上段に記載のとおり、液石法の許可を受けた移動式製造設備、いわゆるLPガスを運搬・充填するタンクローリーの高圧法上の製造許可の申請に係る審査手数料を規定するものでございます。

このタンクローリーは、「民生用途」で用いる容器に充填する場合は、液石法上の許可を受け、「工業用途」で用いる容器に充填する場合は、更に高圧法上の許可が必要となることから、両法の許可を個別に受ける必要があり、地方自治体及び事業者の事務的負担、事業者の経済的負担に対応するもので、現行の高圧法による手数料、処理容積に応じて、7,400円から9万1千円であったものを、一律6千円と規定するものでございます。

定例会資料3ページの写真が、タンクローリーから、事業所等に設置されたLPガスタンクに充填している様子で、当組合には現在4台の許可車両がございます。

こちらは、議案書6ページから7ページ上段に記載の別表16の部中ロの改正となります。

次に、液石法関係については、議案書8ページ中段から9ページ、別表33の部1の項に記載のとおり、液石法に基づく完成検査の手数料について、3万1千円に 貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額と、5,800円に完成検査合格施設である 貯蔵施設及び特定供給設備の数を乗じた額との合計額とされています。

この場合において、貯蔵容量が3千kg以上の工業用途の消費に関しては、高圧 法の適用を受けることとなり、県から移譲を受けている当組合において高圧法に 基づく完成検査を行いますが、この完成検査を要しない要件として、経済産業省 令で定める協会又は指定完成検査機関が行う完成検査に加え、新たに認定高度保 安実施者が行う完成検査が規定されたことにより、液石法の完成検査の手数料を 減額するものでございます。 今回の改正により、当組合の31施設が減額の要件に該当してきます。

また、その他といたしまして議案書7ページ中段の20の部1の項中の下線部分、7ページ下段から始まる23の部8ページ上段の下線部分、9ページ中段39の部1の項及び3の項の下線部分について字句の整理を行っています。

なお、附則第1項において、施行期日を令和6年4月1日とし、第2項において、この条例の施行日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上が、議第1号「可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例」の説明 でございます。

○議長(澤野 伸 君)

説明が終りましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声]

○議長(澤野 伸 君)

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。 お諮りいたします。 本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議第2号「令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算(第2号)」 を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長(今井 肇 君)

はい、議長。

○議長(澤野 伸 君)

総務課長、今井肇君。

○総務課長(今井 肇 君)

それでは、議第2号「令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算(第2号)」 について、説明させていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、補正後の総額を28億8,476万3千円とするものでございます。

最初に、歳出からご説明いたします。15、16ページをお願いいたします。第3款、消防費、第2目、施設費2,000万円の増額は、消防施設整備基金へ積み立てを行うものでございます。

次に歳入をご説明いたします。14ページをお願いいたします。第7款、繰越金を5,000万円増額し、補正後の額を1億276万3千円とするとともに、第6款、繰入金、第1目、財政調整基金繰入金3,000万円の繰り入れを取りやめ、補正後の額を0円といたします。

前にお戻りいただき、12ページをお願いいたします。この補正の財源は、全額繰越金を充当するもので、第7款、繰越金5,000万円を増額し、第6款、繰入金において財政調整基金を3,000万円減額し、残りの2,000万円を消防施設整備基金へ積み立てを行うものでございます。

なお、この補正により今年度末の基金残高は、財政調整基金が1億4,622万2千円、消防施設整備基金が9億4,523万2千円となる見込みです。

今後、各署所の庁舎建替等の事業が控えており、財政調整基金からの繰り入れ を減額、消防施設整備基金積立金を増額することで、各市町村の分担金の増加を 極力、抑えることを目的としております。

以上、「令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算(第2号)」の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(澤野 伸 君)

説明が終りましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長(澤野 伸 君)

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議第3号「令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について」及び日程第9、議第4号「令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算」は、相互に関係がありますので、一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長(今井 肇 君)

はい、議長。

○議長 (澤野 伸 君)

総務課長、今井肇君。

○総務課長(今井 肇 君)

それでは、議第3号「令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について」及び 議第4号「令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算」の2議案について、ご説明 いたします。

最初に 議第3号「令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について」をご説明いたします。

この市町村分担金については、可茂消防事務組合規約第12条第2項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議案書21ページ、22ページ、資料番号3「第1回定例会資料」の5ページをお願いいたします。

令和6年度予算は、後ほど、ご説明いたしますが、西可児分署新庁舎整備事業及び再開する御嵩分署新庁舎整備事業、高規格救急車の更新等を含め、経常経費の積み上げを行い、前年度より2,889万3千円増の25億7,943万6千円をお願いすることとしております。

この分担金は、建物火災及び林野火災発生時に同報無線において吹鳴する、火災 放送に係る経費をご負担いただいております、特別分担金、及びこの特別分担金を 除く一般分担金で構成されており、一般分担金については、平成23年度から地方交 付税基準財政需要額消防費の合計に対する管内各市町村の割合を算出したものに より、ご負担いただくこととしております。

一般分担金の各市町村の負担割合は、議案書22ページ「市町村別分担金算出表 (案)」の(B)欄のとおりで、一般分担金は(C)欄の金額となります。

「第1回定例会資料」の5ページをお願いいたします。特別分担金につきましては、可児市、東白川村を除く8市町において、「市町村防災行政無線による火災放送に係る特別分担金算出表」のとおり、A欄の集中制御装置保守費用及びB欄の集中制御装置点検費用に伴い、C欄合計の最下欄153万6千円となります。

議案書22ページにお戻りいただき、(F)欄の計が、先ほどの特別分担金の合計額153万6千円となっており、8市町での均等割とすることで各市町でご負担していただく額を19万2千円としております。

従いまして、一般分担金(C)欄及び特別分担金(F)欄を加えました、令和6年度の各市町村の分担金の総額が、(I)欄の金額となります。

以上、議第3号「令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について」のご説明 とさせていただきます。

次に、議第4号「令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算」について、ご説明 いたします。

議案書23ページ、別冊となっています、資料番号2「令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算書」の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,900万円と定め、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページに記載している「第1表 歳入歳出予算」のとおりとするものでございます。第2条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めるものであり、4ページの「第2表 地方債」に記載のとおり、消防防災施設整備事業を目的に、借入れ限度額を2億3,920万円と定め、起債の方法、利率等を定めております。第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定め、第4条は、歳出予算の流用について規定しております。

次に7ページ、8ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。歳入歳出それぞれの合計額は29億3,900万円で、前年度予算額に対し、8,700万円、3.1%の増となっております。

それでは、主な歳入についてご説明いたします。10ページをお願いいたします。 分担金は、先ほど議第3号にて、ご説明させていただきましたとおり、25億7,943万 6千円とさせていただいております。

12ページをお願いいたします。第2款、使用料及び手数料は410万7千円で、使用料の7千円は中署及び南署に設置している自動販売機に係る行政財産の目的外使用料、手数料の410万円は、危険物施設の許可申請等の手数料となっております。

14ページをお願いいたします。第3款、国庫支出金は1,337万5千円で、消防防災体制等整備費として、現在、救急ワークステーションに配備している、災害対応特殊救急自動車の更新にあたり、緊急消防援助隊設備整備費補助金を予定しております。

16ページをお願いいたします。第4款、県支出金は、前年度は新型コロナウイルス感染症患者移送費負担金350万円を計上しておりましたが、感染法上の位置付けが5類に移行したことから、令和6年度の計上はございません。

18ページをお願いいたします。第5款、財産収入は134万8千円で、主なものは、 財政調整基金及び消防施設整備基金の利子等による、財産運用収入54万7千円と、 官公庁オークションによる中署救助工作車、救急ワークステーションの高規格救急 自動車の売却費用としての財産売払収入80万1千円の合計となります。

20ページをお願いいたします。第6款、繰入金は、財源不足分を補うため財政調整基金から3,500万円を繰り入れるものです。

22ページをお願いいたします。第7款、繰越金は、前年度繰越金として4,000万円を計上しております。

24ページをお願いいたします。第8款、諸収入は2,653万4千円で、組合預金利子、受託事業収入及び岐阜県防災航空隊、岐阜県消防学校に派遣している職員の岐阜県からの人件費助成金など雑入の合計です。

26ページをお願いいたします。第9款、組合債は2億3,920万円で、西可児分署新庁舎整備事業として庁舎建設及び設計監理及び御嵩分署新庁舎整備事業として、御嵩町にお願いする、亜炭鉱跡空洞詳細調査、充填設計の財源として借り入れるものです。

以上が、歳入でございます。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。28ページをお願いいたします。 第1款、議会費は、組合議会の事務局が令和6年度からは、可茂衛生施設利用組合 となることから減額となり、15万2千円となります。

30ページをお願いいたします。第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は22億6,289万1千円で、前年度と比較して6,349万4千円の増額となっており、人件費のほか、管内13署所の消防施設の維持管理経費等を計上させていただいております。

主な増額理由は、人件費において、人事院勧告に伴う給与改定により、給料、期末・勤勉手当及び共済費が増額となっているほか、西可児分署新庁舎建設に伴う備品購入費を計上したことなどによるものです。

32ページをお願いいたします。最下欄になりますが、第2項、監査委員費は11万 7千円で、前年度と同額です。

36ページをお願いいたします。第3款、消防費、第1項、消防費、第1目、消防費は8,583万9千円で、前年度と比較して、中消防署はしご車のセミオーバーホールに伴い、役務費が増加したことなどから543万8千円の増額となります。第2目、施設費は4億2,836万円で、前年度と比較して1,619万3千円の増額となります。主な事業は、西可児分署新庁舎整備事業、御嵩分署新庁舎整備事業、救急ワークステーションに配備している、災害対応特殊救急自動車の更新等になります。

40ページをお願いいたします。第4款、公債費は1億6,114万1千円で、前年と比較して192万2千円の増額となっております。

42ページをお願いいたします。第5款、予備費は50万円で、前年度と同額を計上しております。

続いて、44ページからは給与費明細書、49ページは地方債に関する調書を記載しております。

次に、令和6年度における主な事業内容をご説明しますので、資料番号4「令和6年度可茂消防事務組合当初予算の概要(案)」の7ページ、8ページをお願いいたします。

最初に消防・救急関係では、現場での活動の迅速性、安全性かつ確実性を高めるため、火災等訓練用資機材として、訓練用人形3体を3署に配備するほか、救急資機材として、現在、使用しているAED2台の更新、救命処置技術の向上のための気管管理トレーナーを更新いたします。

また、水難救助隊の潜水用装備品が購入から30年が経過することから、水難救助 隊装備品を更新いたします。

火災予防啓発関係では、これまで甲種防火管理講習では受講者が10時間の講義を講習会場で受講する必要がありましたが、より多くの方が受講しやすい環境を整備するため、10時間のうち9時間をオンラインで受講するためのシステムである、防火管理者講習 e ーラーニングシステムの負担金を計上するほか、火災原因調査関係では、調査技術や原因の究明率の向上を図るため、他の消防局への受託研修費用を

計上しております。

次に、消防行政運営関係では、先ほどご説明いたしました、西可児分署新庁舎の建設工事を行います。工事費及び監理費の合計は、2億2,823万7千円で、財源は、緊急防災減災事業債2億2,820万円のほか、一般財源です。

また、御嵩分署新庁舎整備事業は、移転用地の亜炭鉱跡の空洞調査及び空洞対策の設計費に1,100万円を計上しております。財源は、全額、緊急防災減災事業債です。

また、車両更新関係は、現在、救急ワークステーションで運用している救急車が、 前回の更新から10年が経過するため、車両整備計画に基づき更新いたします。

参考までに今回、更新する救急車の走行距離は、本日午前8時30分時点で11万4,240kmとなっております。

この更新する救急車及び車両に積載する高度救命処置資機材の総額は、3,069万9千円で、財源は、国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,337万5千円のほか、一般財源です。

最後に活気がある職場づくりは、業務におけるDXを推進するため、消防本部及び各署所にタブレット端末17台を導入するほか、Wi-Fi環境を構築し、Web会議等を行いやすい職場環境を整備いたします。

以上が令和6年度の主な事業になりますが、これら以外にも、多様化する各種災害への対応や火災予防対策の強化、応急手当や火災予防、救急に対する住民への啓発など、地域住民の安全、安心のための消防業務を実施してまいります。

以上、議第3号「令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について」及び議第4号「令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算」のご説明とさせていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(澤野 伸 君)

説明が終りましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声]

○議長(澤野 伸 君)

質疑なしと認めます。

これより、議第3号「令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について」を 採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第4号「令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(澤野 伸 君)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで管理者から発言を求められていますので、これを許します。

○管理者(藤井 浩人 君)

はい、議長。

○議長(澤野 伸 君)

管理者、藤井 浩人 君。

○管理者(藤井 浩人 君)

ただ今、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案どおり議決いただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

議決をいただきました令和6年度予算につきましては、適切な執行を行うとと もに、効率の良い消防行政を推進してまいりますので、今後も可茂消防事務組合 の運営につきまして、より一層のご指導をいただきますようお願い申し上げま す。

さて、令和5年度も残すところ後僅かとなりました。この一年、議員の皆様方には、各般にわたりご指導を賜り、職務を遂行できましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍 されますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長(澤野 伸 君)

これをもちまして、令和6年可茂消防事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためここに署名する。

議 長

滑野神

署名議員

市田植孝

署名議員

板津 德次